平成２８年（フ）第１５３号
福岡県春日市小倉東２丁目41番地　第１白水ビル505号
破産者　松枝　　学
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５９０号
福岡県筑紫野市大字若江146番地１　シャルマンパーク若江403号
破産者　河津　博之
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７３号
福岡市中央区笹丘２丁目22番22―304号
破産者　内村　光久
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２４７号
沖縄県那覇市首里末吉町１丁目165番地19、開始決定時の住所沖縄県那覇市松島２丁目１番地１　ライオンズマンション松島602
破産者　髙田　一春
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４７５号
北海道石狩市花川南10条３丁目81番地、住民票上の住所北海道石狩市花畔３条１丁目13番地　ルーラルハイツ101号
破産者　斎藤　　馨
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９２３号
札幌市北区北27条西13丁目６番10―105号
破産者　寺嶋かおり（旧姓納谷）
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９６１号
札幌市東区東苗穂15条３丁目１番１号　アリコベール東苗穂103号
破産者　柴田　英明
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８号
札幌市白石区本通12丁目南４番５号　ミキハウス203号
破産者　加藤　一男
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２３号
盛岡市山王町３番29号　グリーンハイツ106号
破産者　池上賢太郎
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１０１号
岩手県北上市九年橋２丁目７番33号
破産者　橘　八重子
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第３６４号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字化粧坂46番地26　ＣＯＭＯＤＯ101、破産手続開始決定時の住所宮城県多賀城市浮島２丁目41番28号
破産者　大岡　耕平
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
茨城県常総市大生郷新田町950番地１、前住所東京都足立区西新井栄町１丁目14番10号
破産者　小針　健司
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
栃木県佐野市金屋仲町2428―１　レオパレスメゾンオール205号室、住民票上の住所群馬県桐生市相生町５丁目569番地
破産者　荻野　一枝
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第６４号
群馬県桐生市相生町５丁目121番地、開始決定時の住所群馬県みどり市笠懸町阿左美1954番地11
破産者　杉本　　進
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第８１号
群馬県桐生市相生町２丁目876番地の５　アリス桐生第３　101号室
破産者　石田　　明
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第５９９号
埼玉県越谷市大字恩間488番地３、旧住所埼玉県三郷市半田418番地　エフローレ新三郷216―822号
破産者　富田　　崇
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６０３号
埼玉県越谷市北越谷２丁目23番23号　コーポ榎本202
破産者　角田　英紀
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１号
静岡県沼津市西沢田602番地の１　ＭＫマンション203号
破産者　雨宮　秀典
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係